

監査役は何故取締役会に報告しなかったのか—関西電力金品受領事件

2020. 9. 30 眞田宗興

2019年6月ころから、「関西電力の協力会社への発注工事費の一部が関西電力の首脳などに還流されている」との内部告発文が出回るようになった。

2019年10月2日、y会長とi社長が記者会見した。実は、2018年に行われた国税局の調査を受けて、社内調査委員会で調査し、2018年9月11日に調査報告書ができていたと告白し、会長、社長、副社長ら23名が3.2億円の金品を受領していたことを明らかにした。1年以上もの間、調査報告書を公表しなかった理由は「不適切な行為は多々あったが、違法ではない」という調査委員会の判断があったためとした。(2019.10.3日経新聞)

取締役会に報告しなかった監査役に対して批判が起きた。(19.10.5 毎日新聞ほか)

10月9日、第三者調査委員会が設置され、2020年3月14日に調査報告書が公表された。そこには、約1年前の2018年10月1日、監査役は、社内調査委員会の委員から報告を受けていたにもかかわらず、取締役会に報告しなかったいきさつが明らかにされた。

なお、断り書きがない限り、以下の記述は、第三者委員会調査報告書による。

1. 事件の概要

2018年1月、金沢国税局調査査察部が、法人税法違反容疑（架空の外注費の計上など）でT町の建設会社「吉田開発」に強制調査に入り、吉田開発から元福井県高浜町助役の森山榮治（注）に3億円が渡っていることが判明した。森山氏の手帳には関西電力幹部への金品の贈与が書かれていた。

同年6月22日、i社長は社内調査委員会（委員長は同社コンプライアンス委員会の社外委員のk弁護士、委員にc氏ら弁護士2名、関西電力側からt氏（コンプライアンス担当）ら執行役員3名）を設置した。2018年9月11日、社内調査委員会の調査報告書が完成し、役員らが金品を受領していたことが判明、同月14日にi社長に提出した。i社長は、y会長とともに、n相談役と相談し、本件問題を公表しないとの方針を決定し、2018年10月26日の定例取締役会への対応は「本件問題を知る関係者が増えて情報漏洩のリスクが高まるということを守る必要があるため、取締役会に本件問題を報告することはせず、また、社外取締役を含めた個々の取締役に報告することもしない」との方針を決定した。

会社法357条（取締役の報告義務）には、「取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告しなければならない」とある。

まさか、会社に著しい損害を与えるおそれがあるとは思わなかったのだろうか。

会長、社長の判断を知らない状況で、社内調査に携わったt氏らは、同年10月1日に常任監査役のs氏に報告した。

これに対し、s常任監査役は、同月4日にi社長と面談し、監査役への報告が遅いと苦言

を呈し、詳細な情報提供を要請した。

s氏を含む常任監査役3名はコンプライアンス担当執行役員t氏らからの説明を3回にわたって受け、その後、4名の社外監査役を順次訪問し、個別面談を通じて本件の事実関係を共有した。

監査役会は、最終的に、2018年11月26日付で監査レポートを作成し、その中で、執行部の対応は「概ね妥当」と結論付け、①吉田開発以外の工事発注に不適切なものはないかの調査②再発防止策の策定③企業統治に関する基本的認識の徹底の3点を執行部に要請した。

ここまで、監査役（会）はきちんとやってきたのに、なぜ、取締役会への報告をしなかったのだろうか。

（注）森山榮治氏の略歴 1928年高浜町で生まれる。京都府職員や綾部市職員などを経て1969年に高浜町職員、民生課長、総括課長、収入役などを経て2077～87年、T町助役。1969～1972年創設された部落解放同盟福井県連合会書記長。原発誘致に取り組み、高浜原発3、4号基の誘致に奔走。安全確保について広く啓蒙、住民との十分なる対話を尽くす一方、反対運動を封じ込める。87年助役退任。教育委員長に就任。関西電力子会社の「関電プラント」の顧問を30年にわたり務める。97年T町に警備会社を設立、原発及び関西電力の関連施設の警備を担当。教育委員長退任後は吉田開発に軸足を移す。助役退任後は京都に転居、2019年3月死亡（90歳）（2019.10.10及び2019.10.17週刊文春 19.11.16週間東洋経済）。

2. 監査役会による検討

監査役らは、会社法第382条（取締役会への報告義務）（注）に該当するかどうかを検討した。

社内調査委員会の調査報告書には、「森山氏は・・・自己顕示欲を満足させるために、自己の権威の誇示、自己の価値観による礼儀の実践、人的ネットワークの維持等を目的として、無理やり金品を押し付けていた」として、「（関西電力役職員からの）工事等に関する情報提供が森山氏から渡された金品の見返りとして行われたものとは認められない」と記載されていた。

社内調査委員会の委員長で、関西電力のコンプライアンス委員会の社外委員でもあるk弁護士は、金品受領者に対しては、同報告書の最後に「所感」として「・・・別の品物で返還してその領収書を逐一保存したりするなど、不本意な形ではあっても誠実な対応を続けた挙げ句、税務当局との関係でも多額の出捐を余儀なくされた担当者らの境遇には、むしろ同情さえ禁じ得ない」と述べている。

これらの記述から、各監査役は、コンプライアンス違反だが違法ではない、との認識を持った。

（注）会社法382条 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に報告しなければならない。

3. 弁護士の意見聴取

監査役らが取締役会への報告をしなくともよいと最終的に判断した根拠は、弁護士の意見であった。

s 常任監査役が弁護士である社外監査役 d 氏（元検事総長）に確認したところ、「取締役会への報告はしなくてよい」とのことだったから、監査役らは「監査役が『独自に』取締役会に報告する義務まではない事案である」との認識を持つに至った。

ところが後に、第三者委員会が d 氏に確認したところ d 氏は次のように述べている。

私は、「コンプライアンス上問題はあるけれど違法ではない以上取締役会へ報告しなくともよいか」と聞かれ、「それはまず会長、社長らの執行部が検討し判断すべきという趣旨で賛同した、そして、調査報告書が作成されるほどの対応がなされている以上、社外取締役を含め、全取締役に報告されているはずであると考えていた。」

s 常任監査役らは 2018 年 10 月 23 日、コンプライアンス執行役員 t 氏とのヒアリングにおいて、「本事案を『執行部から』取締役会への報告の要否についての法的整理をするよう要請した」とある。これを受けて、t 氏の管掌下にあった初動調査を担当した担当者ら（法務部門）は、社内調査委員の c 弁護士に相談したところ、c 弁護士から、「取締役会に報告することが望ましい。しかし、その代わりに社外取締役を含む全取締役に説明し、意見を聴取することでも足りる」との助言を得たとの認識を持った。

しかし、c 弁護士も後に、次のように述べている。

「法律相談との認識はなく、このような取扱いをしたいとの断りに来られたとの認識であった。各取締役に個別に報告すれば良いのか、と正面から問われれば問題はあると回答しているはずである。」

t 氏ら執行側は同年 11 月 7 日の常任監査役によるヒアリングにおいて、常任監査役から、取締役会及び社外取締役への報告義務があるとまでは言えないとの示唆を受けたという。

ただし、後に、第三者委員会に対して常任監査役側は、そのようなことを述べた事実はないとしている。

2 日後の 11 月 9 日、t 氏から報告を受けた y 会長と i 社長は、かねてからの打ち合わせ通り、取締役会にも、個々の取締役へも報告を行わないとの判断を t 氏らに伝えた。

これを聞いた t 氏傘下の法務担当者からは異論も出たが、会長、社長の方針に従わざるを得ないことから、取締役会への報告はなされないままになった。

結局、執行側も監査役側も共に取締役会への報告はしないことになってしまった。

4. 第三者委員会の判断

一方、第三者委員会は、森山氏は自分が関係する吉田開発等の企業に工事等の仕事を発注することや工事に関する情報を提供することなどを要求して、それによってそれらの企業から経済的利益を得るという仕組みを維持するために、社会的儀礼の範囲をはるかに超

える金品を贈ったと判断した。「特に原子力事業本部長の副社長ら3氏による合計数千万円～1億円に及ぶ金品の受領は、いかなる経緯・事情があろうとも絶対に社会的に許容されない次元の規模であり、それゆえ、・・・絶対に森山氏との関係を露見させてはならないという強力な足枷として機能したことは想像に難くない」と述べている。

そして、監査役は、会社法382条の「著しく不当な事実」として取締役会に報告すべきであったとしている。

5. 責任追及は監査役にも

(1) 会社、旧取締役5名に19.4億円の損害賠償訴訟を提起

2019年11月28日及び2020年4月18日、個人株主5名から監査役宛てに、現旧取締役12名に対して、また代表取締役社長宛てに現旧監査役7名に対して、善管注意義務違反があったとして責任追及の提訴請求書が送付された。

監査役会は、取締役らが関西電力に対して損害賠償責任を負うか否か等についての法的な検証を行うべく、外部弁護士による取締役責任調査委員会を設置し、その調査結果(2020.6.8)を受けて、同年6月16日、前会長y・前社長iら旧取締役5名に対し、合計約19.4億円の損害賠償請求訴訟を大阪地裁に提起した。取締役会は、現旧監査役7名(内常任3名)の責任に関する調査を外部の弁護士らに委嘱した。調査報告は、取締役に「著しく不当な事実」があったにもかかわらず、監査役らは取締役会への報告を怠ったため、善管注意義務違反があるとした上で、訴訟を提起しても、訴訟費用等を上回る期待利益が得られない可能性がある」と指摘した。同年6月15日、取締役会はこの報告を受けて、「監査役らに対する責任追及の訴えを提起しない」との結論を出した。

(2) 2020年8月24日、株主5名から、現旧取締役14名、及び旧監査役5名に対して、株主代表訴訟提訴

①現旧取締役に對しては①森山氏から多額の金品を受領したこと②森山氏の要求に応じる形で、森山氏等に事前に工事情報の提供や発注約束をしたこと③金品受領問題を公表せず、取締役会への報告を怠ったこと④金品受領に関して、役員の修正申告時における追加納税分の補填を決定・実施したこと⑤過去の経営不振時の役員報酬減額分の補填を決定・実施したこと(注)により善管注意義務に違反したとして元会長ら現旧取締役14名に92億円を連帯して支払を求めている。

(注) 第三者委員会の調査で指摘されたこれらの補填は、全額自主返還するようK電力は要請している。下記6項に詳細記述。

②旧監査役に対しては、金品受領問題に関して、取締役会への報告を怠ったことにより善管注意義務に違反したとしてS旧監査役ら8名に対して53億円を連帯して支払を求めている。

(3) 2020年7月29日、個人株主5名からの監査役1名に対する責任追及訴訟提起請求金品受領問題を取締役会に報告しなかったとして、善管注意義務違反で53億円の損害賠償

の支払いを求めるとの訴訟の提起。旧社外監査役 ss 氏。調査を依頼された弁護士の結論：ss 氏は、2018 年 2 月、国税調査の一環として関西電力取締役等に対する事情聴取が開始された。ss 氏は、弁護士として、2018 年 3～5 月に本件問題について相談を受け、7 月に対応に関する報告を受けた。2019 年 6 月に監査役に就任後、2019 年 9 月に本件が報道されるまで、取締役会および監査役会で本件が報告・審議されたことはなかった。監査役就任時点で本件が取締役会に報告されていない状態が継続していることは認識していない。

監査役就任以前、弁護士として相談を受けていた過程で得た情報は弁護士の守秘義務を負っている。監査役就任後の取締役会への報告義務は負っていなかった。会社は提訴せず、不提訴理由を送付するとしている。

(4) 2020.9.18 役員報酬削減分の補填事件で、旧取締役 1 名に対する責任訴訟提起請求書
監査等委員宛て、善管注意義務違反で約 20.4 億円の損害金の支払を求める（詳細不明）。

(5) 市民団体による刑事告発

2019.12.13 市民団体が、特別背任、収賄、所得税法違反などの疑いがあるとして関電役員ら 12 人に対する告発状を大阪地検に提出、(2019.12.14 日経新聞)、2020.6.9、第三者委員会が明らかにした役員報酬等の補填問題で、y 前会長、i 前社長ら 3 名を業務上横領と特別背任で追加告発した。大阪地検は両告発状を正式には受理していない（関電の原発マネー不正還流を告発する会ホームページ）。

6. 役員報酬補填に関するコンプライアンス委員会調査報告書 (2020.8.17)

第三者委員会調査報告書 (2020.3.14) において、①金品受領に関する役員の修正申告時における追加納税分の補填及び②過去の経営不振時における役員報酬削減分の補填を実施したことが記載されていた。これを受けて、関西電力コンプライアンス委員会（委員長中村直人弁護士）が調査し、公表した。

① 金沢国税局の調査を受け、修正申告を行って個人が負担した追加納税分を関西電力が肩代わりするために支払われたものである。森山氏から儀礼の範囲をはるかに超える多額の金品を預かり、その一部を費消していた役員らの行為が重大なコンプライアンス違反に該当することは明らかであり、各自が負担した追加納税額を退任後に会社から補填するという判断は著しく不合理である。もし、会社のためにやむなく受領したというのなら、人事・報酬等諮問委員会に諮り、取締役会で決定するとうプロセスを踏むべきである。当該補填を決定した会長及び社長に善管注意義務違反がある。

② 東日本大震災（2011.3.11）後の原子力発電所の稼働率低下や燃料価格の上昇から、関西電力においても経営が悪化、これに対処するため、電力料金の値上げ申請した際、「経営陣・従業員も身を切る覚悟である」とし、消費者団体からの指摘もあり、役員報酬の減額を実行した。そして、電気料金を値上げして、無配を継続していた。

大津地裁は、2016 年 3 月、高浜原発 3 及び 4 号機の再稼働禁止の仮処分の決定を出したため、電気料金の値下げ・復配・従業員の賞与復活が見送られたにもかかわらず、消費者・

株主・従業員に対して一切開示することなく、2016年6月総会后、補填は実行された。経営陣のみが過去の役員報酬減額分の一部を退任後に嘱託報酬として受け取っていたのである。2016年当時のK電力の経営環境に照らして、極めて不合理な意思決定が認められる。この決定に際しては、当時の会長、社長と秘書室担当取締役S氏（のちに常任監査役に就任）の3人しか関与していなかった。現行役員については、電力小売り自由化を受けて、業績連動報酬の導入という名目で報酬削減額の縮小が人事・報酬諮問委員会に諮られているが、役員退任後の補填については、諮られることはなかった。

関与者3名及び秘書室は、退任役員に対し、嘱託報酬を支給する方針が公になったら、「役員報酬の後払い」であり補填であると、非難を浴びるであろうリスクを認識し、資料にも明記した。S氏は、「経営者の責任であれば補填は不要」との意見を秘書室長に述べてはいるが、「最後は会長が決めればよい」とのスタンスで、会長に意見を述べることはなかった。

コメント

1. 監査役の取締役会への報告義務

会長、社長と相談役の決めた、社内調査報告書を取締役会へは報告しないという方針が、執行部にも監査役にも足枷になってしまったように見える。

気になるのは、社外監査役のd弁護士の「会長、社長らの執行部が検討し判断すべきという趣旨で賛同した」と述べていることである。「法令に違反する事実」かどうかは意見が分かれるかもしれないが、高額の商品受領が「著しく不当な事実」であり、公表されれば「著しい損害を及ぼすおそれのある事実」であることは明白である。

執行側が取締役会に報告するかしないかに関係なく、監査役会は「独自に」報告しなければならないのである。監査役がそれを怠ったのなら監査役の存在価値はない。

各取締役に報告すれば事足りる、とのc弁護士の意見も理解に苦しむところである。

また、たとえ、弁護士の委員の意見を元に、常任監査役が取締役会に報告しない、と判断したとしても、各監査役が「それはおかしい」と思えば、常任監査役に、「取締役会で報告すべきである」と進言するだけではなく、取締役会で自ら単独で発言することができる。それが監査役の「独任制」(注)である。事件当時、関西電力には3人の常任監査役と4人の非常勤の社外監査役がおり、社外監査役は弁護士始め大学教授、元大手電機メーカー社長等錚々たるメンバーにもかかわらず、誰も発言しなかった。

監査役会には顧問弁護士もいたが、相談していない。執行側の弁護士には相談していても、である。法務部門の担当者は、取締役会に報告しないことに異議を唱えたという。こういう声を拾えなかったのは残念である。

(注) 会社法390条2項ただし書は、監査役会が監査方針・調査方法その他監査役の職務執行に関して決定したことについて、この決定は、各監査役の権限の行使を妨げることはできないと定めている。

2. S 常任監査役のしがらみ

(1) S氏の経歴

1977年京大法学部卒、関西電力に入社 2002年企画部長 2006年燃料室長 2008年執行役員燃料部長 2009年執行役員地域共生・広報室長 2011年常務取締役 2013年取締役常務執行役員 2016年代表取締役副社長・執行役員広報室担当。

立地室担当 秘書室担当兼務 2017年常任監査役

(2) 関電の監査役が堂々と講演「ブラックジョークか」2020年5月15日朝日新聞デジタル

取締役の働きをチェックする監査役の団体、日本監査役協会は昨秋、全国会議を大阪で開いた。1200人ほどの参加者から「ブラックジョークか」との声が漏れた。

「企業不祥事防止に向けた監査役等の役割」がテーマなのに、不祥事が発覚したばかりの関西電力の監査役、s氏が登壇した。「思い切ってやって参りましたのでお手柔らかにお願いいたします」と挨拶した。

(3) 監査役会の体制 2019年6月の有報から

常任監査役3名 ①s氏 1953年生まれ ②o氏 1950年生まれ 元執行役員経理室長 ③h氏 1955年生まれ 元執行役員火力事業本部副事業本部長

非常勤社外監査役 ①d氏 1933年生まれ 元検事総長 現弁護士 ②mm氏 1947年生まれ 元京都女子大教授 ③tt氏 1945年生まれ 元日本エネルギー経済研究所常務理事 ④oo氏 1945年生まれ 元パナソニック社長

外部に監査役会の顧問弁護士を置いている。

(4) 私の感想

①副社長まで上り詰め、会長(1949年生まれ)社長(1953年生まれ)らとトップを競ったs氏。秘書室担当となり、会長を支える気持ちをよく理解できる。しかし・・・

②監査役体制を生かしていない。大物有名人の社外監査役、独任制、機能せず。

③御用弁護士はそれなり。山口利昭弁護士：弁護士に正直に話さず、都合の良いように話したのではないか。別の弁護士：弁護士仲間として恥ずかしい。

社外の顧問弁護士を活用せず。

④法務部の担当者の意見を生かせなかった。